

# 商品概要説明書

## フリーローン（一般型C）

（2023年10月1日現在）

|           |   |
|-----------|---|
| 商品名       | フリーローン（一般型C）  |
| ご利用いただける方 | ○地区内に在住または在勤の方。<br>○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。<br>○継続して安定した収入のある方。<br>○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。<br>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。   |
| 資金用途      | ○生活に必要とする一切のご資金および事業性資金とします。<br>（他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。）<br>ただし、負債整理資金等は除きます。<br>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金用途に含めることができるものとします。   |
| 借入金額      | ○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  |
| 借入期間      | ○6か月以上10年以内とします。  |
| 借入利率      | ○次のいずれかよりご選択いただけます。<br><b>【変動金利型】</b><br>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。<br>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。<br><b>【固定金利型】</b><br>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。<br>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。<br>○お借入利率には、年2.3%～4.7%の保証料を含みます。<br>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法      | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 担保                 | ○不要です。  |
| 保証人                | ○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。  |
| 手数料                | ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。<br>①全額繰上返済の場合…3,300 円<br>②一部繰上返済の場合…3,300 円<br>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 3,300 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。  |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または信用部（電話：0235-64-4926）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。<br>○紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 信用部または J A バンク相談所にお申し出ください。<br><br>山形弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）<br>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）<br>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）<br>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）<br>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。<br>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。<br>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。 |
| その他                | ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。  |

|  |   |
|--|---|
|  | ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 |
|--|---|

J A 庄内たがわ

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。